

2025年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃から住民のいのちとくらしを守り、福祉の向上にご尽力いただきありがとうございます。
愛知自治体キャラバンは、45年を経過しました。この間、子ども医療費無料制度は18歳までの完全無料化が入院100%、外来91%まで到達しました。また、介護保険における「要介護者の障害者控除の認定書発行」の拡大や改善、任意予防接種では、带状疱疹ワクチンの定期接種化、妊産婦健診事業など拡充されています。関係者のみなさまのご理解とご協力に感謝いたします。

国民の生活は窮乏しています。連続する「物価高騰」、米不足と「高値」は国民生活に打撃を与え、さらに、介護・国保・後期高齢者の保険料と介護利用料・医療費自己負担が重くのしかかっています。また、骨太方針2025では、「全世代型社会保障改革」の名の下、11万床の病床削減やOTC類似薬の保険外し等が盛り込まれ、国民負担増がすすめられようとしています。

すでに、病院の7割が赤字、人手不足と重なり「医療崩壊」が懸念されます。訪問介護事業所の経営を圧迫し、廃止・倒産が増加し、利用者が介護サービスを制限されるなど「介護崩壊」も深刻です。また、マイナ保険証一本化にむけた、健康保険証の廃止に伴う医療や介護現場と患者利用者の混乱も深刻です。

つきましては、「いのち・暮らし・社会保障」の拡充を最優先に、制度の改善に向け、以下の陳情項目の実施に、前向きなご回答をお願いいたします。また、訪問の折には、自治体のご意見ご要望について率直な意見交換を期待しております。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【1】自治体DX推進は、住民の福祉の増進と人権保障のために行ってください。

【デジタル推進課】

- ①情報システム標準化のもとでも自治体独自の施策を維持・拡充してください。
- ②住民の手続きへのフォローや問合せへの対応、従来の申請書類を残すなど住民それぞれの事情に応じたアクセスの保障など、住民のデジタルデバインド(情報格差)への対策を講じてください。

①情報システム標準化により、自治体独自の施策ができなくなることはありません。本市の状況を鑑みて、必要な制度は維持・拡充を図ります。
②現在、デジタルデバインド対策として、スマホ講座等を実施しております。今後も、スマホ講座等を継続的に開催するとともに、デジタルデバインドの解消に向けた施策の拡充に努めます。

【2】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障

★(1)介護保険料・利用料など【高齢福祉課】

- ①介護保険の第9期事業計画を見直し、介護保険料を引き下げてください。また、保険料段階を多段階に設定し、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。とりわけ、第1段階・第2段階は免除してください。
- ②収入減少を理由とした減免制度の要件の、前年所得要件、当年所得減少割合および減免割合を改善してください。
- ③介護保険料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。
- ④介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。
- ⑤介護保険施設、介護付き有料老人ホーム、グループホーム等の入所者や短期入所者等の食事、居住費に対する助成制度を実施・拡充してください。

- ① 第9期計画では負担能力に応じた保険料負担の観点から、16段階にするとともに、一部段階の所得範囲を見直しました。また、低所得者(第1～3段階)については、国・県・市が負担して保険料を軽減しています。
 - ② 近隣市との著しい不均衡が生じないよう適切な対応をしています。
 - ③ 低所得者(第1～3段階)については、国・県・市が負担して保険料を軽減しています。
 - ④ 介護保険法に基づく居住費・食費の軽減制度のほか、社会福祉法人による利用者負担の軽減制度や、所得が低く生計が困難な人に対し在宅サービスを利用したときの自己負担を軽減する市独自の軽減制度を実施しています。
 - ⑤ 介護保険法に基づく居住費・食費の軽減制度のほか、社会福祉法人による利用者負担の軽減制度による居住費・食費の軽減を実施しています。

(2)介護保険サービス【高齢福祉課】

- ①要支援1・2の訪問介護、デイサービスの総合事業への移行に際して、移行以前に実施されていたサービス(「現行相当サービス」)が必要な人には継続した利用ができるようにしてください。また、報酬単価を引き上げてください。
- ②福祉用具貸与の対象品目を縮小しないでください。また、要介護度にかかわらず必要な人が利用できるようにしてください。

- ① 現行相当サービスの利用については、ケアマネジメントにより決定します。専門職の介護が必要とされる人は、現行相当サービスを利用できます。期間を区切ったいわゆる「卒業」条件はありません。また、報酬単価は、国が示す単価を勘案して設定しておりますので、引き上げは考えておりません。
 - ② 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年3月1日老企36号)に基づき適切な対応をしています。

★(3)訪問介護事業所・特別養護老人ホーム等の基盤整備

- ①介護報酬引き下げ、物価高騰や人員不足により経営難に陥っている訪問介護事業所に対する財政支援で在宅サービスを維持・確保してください。

- ②特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者の実態を把握し、早急に解消してください。
- ③要介護1・2の特別養護老人ホーム入所希望者の実態を把握し、「特例入所」について、広報を積極的に行うとともに、希望にそうようにしてください。

- ① 事業者の状況を踏まえ介護保険制度の中で対応するべきものと考えているため、市独自の財政支援は考えておりません。
- ② 待機者の状況については適宜把握に努めています。施設・居住系サービスについては、特養の入所待機者数をはじめ、高齢者人口、要介護認定者数、保険給付に係るサービス利用者数やサービス量の推計に基づき、適正に整備計画を策定しています。
- ③ 愛知県特別養護老人ホーム標準入所指針に基づき、一律に拒否をするのではなく入所に関する条件や事情を確認するよう施設に周知しております。

★(4)介護人材確保【高齢福祉課】

- ①介護職員の処遇改善・人材確保のための自治体独自の施策を、利用者負担を増やさない形で実施してください。
- ②一人夜勤を放置せず、必ず複数配置できるよう財政支援を行ってください。
- ③8時間以上の長時間労働を是正してください。
- ④夜勤体制についての実態調査を実施してください。

- ① 国において、介護職員処遇改善施策を行っているため、市独自の施策を実施することは考えていません。しかし、人材確保のうち資格取得に関する支援、事業者の職員の資質向上のための研修補助を行っています。
- ② 介護保険法及び各指定基準に基づき事業者への指導を行っています。市独自の財政支援を実施することは考えていません。
- ③ 長時間勤務の是正は、関係法令に基づき事業者責任で実施するものであり、自治体が制限する事項ではありません。
- ④ 指針やマニュアルに基づき適切に運営指導を実施しているため、別途調査することは考えておりません。

(5)高齢者福祉施策の充実【高齢福祉課】

- ★①中等度からの加齢性難聴者を対象とする補聴器購入助成制度を実施してください。また、加齢性難聴を早期発見するための無料検診事業を実施してください。
- ②サロン、認知症カフェ、高齢者の居場所づくり(たまり場)事業への助成を拡充してください。また、介護予防にかかる地域支援事業に必要な事業費を確保してください。
- ★③買物や通院をはじめ高齢者の外出支援の施策を充実してください。

【高齢福祉課】

- ① 補聴器購入助成制度は令和7年4月1日から実施しています。無料検診事業については、市民ニーズや費用対効果、他市の動向等、総合的に判断しながら調査・研究しています。
- ② 広く参加者を求めて運動や交流などの多様な活動を行う団体に対しては、市独自の補助(安城市高齢者地域生活支援等実施団体活動支援事業)を実施していますので、今後もこの制度を継続していきます。その他、介護予防にかかる地域支援事

業に必要な予算は継続して確保できるよう努めてまいります。

- ③ 後期高齢者を対象に市内巡回バスの無料乗車証を交付しています。また、65歳以上の要介護・要支援者を対象に、車いす及びストレッチャー用昇降機などを装備した福祉タクシーの利用助成券または一般タクシーの利用助成券を交付しています。

(6)認知症高齢者の福祉施策の充実【高齢福祉課】

- ★①「認知症基本法」の基本理念にもとづき、地域の実情にそくした「市町村認知症施策推進計画」を作成してください。
- ②認知症の人が事故を起こした時に備える「賠償補償制度」を保険料無料で実施し、さらに拡充してください。
- ③認知症を早期に発見して適切な治療につなげるため、名古屋市が実施している「もの忘れ検診」のような無料検診事業を実施してください。

- ① 国や都道府県の示す方針や他市の動向も踏まえながら、当市の実情に即した「市町村認知症施策推進計画」を令和8年度に向けて検討してまいります。
- ② 認知症の人が事故を起こしてその家族等が損害賠償責任を負う事態に備えて、「認知症高齢者等個人賠償責任保険制度」を保険料無料で実施しており、今後も維持継続してまいります。
- ① 標記の無料検診事業については、市民ニーズや費用対効果、他市の動向も踏まえ、総合的に判断しながら調査・研究してまいります。

★(7)障害者控除の認定【高齢福祉課】

- ①介護保険のすべての要介護認定者または障害高齢者自立度 A 以上を税法上の障害者控除の対象とし、すべての対象者に「障害者控除対象者認定書」を自動的に個別送付してください。

- ① 申請に基づき発行を原則としていますが、一度でも申請した方には、介護認定有効期間終了後に介護認定の更新がある限り、令和4年度より自動で送付しています。

2. 国保の改善

★(1)保険料(税)の引き下げ【国保年金課】

- ①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。
- ②前年度までに積み立てられた基金や剰余金は保険料(税)の引き下げに使ってください。

- ① 保険税は県の示す標準保険料率を参考に決定します。
- ② 標準保険料率の算定過程において、急激な保険税上昇を抑制するため、必要に応じ活用して参ります。

★(2)保険料(税)の減免制度【国保年金課】

- ①低所得世帯のための保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。
- ②18歳までの子どもに均等割保険料(税)の減免制度を実施・拡充してください。
- ③収入減少を理由とした減免制度の前年所得要件を1,000万円以下、当年所得減少割

合を10分の8以下および減免割合を改善してください。

- ① 現時点では、改正の予定はありません。
- ② 現時点では、改正の予定はありません。
- ③ 現状では考えておりませんが、国、県等の動向を注視して参ります。

★(3)保険料(税)滞納者への対応【国保年金課・納税課】

- ①保険料(税)滞納者に対して医療機関の窓口で医療費の10割負担を強いる制裁措置を行わないでください。
- ②保険料(税)滞納者の生活実態把握に努め、納付が困難と判断した場合は、滞納処分の停止、欠損処理などを迅速に実施してください。
- ③滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。

- ① 行っていません。
- ② 関係法令を遵守し、適正な滞納処分及び滞納整理事務を行ってまいります。
- ③ 関係法令を遵守し、適正な滞納処分及び滞納整理事務を行ってまいります。

(4)傷病手当金・出産手当金【国保年金課】

- ①傷病手当金・出産手当金制度を創設してください。

現状では創設することを考えておりません。

(5)一部負担金の減免制度【国保年金課】

- ①一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。
- ②制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

- ① 現時点では基準を変更する予定はありません。
- ② 窓口にパンフレットを設置しています。

★(6)資格確認書の発行【国保年金課】

- ①国民の受療権を守り、すべての加入者が安心して医療機関にかかることができるように、資格確認書はマイナ保険証を所持している人も含めた全加入者に自動的に発行してください。

現状では考えておりませんが、国、県等の動向を注視して参ります。

3. 生活保護・生活困窮者支援

(1)生活保護制度【社会福祉課】

- ★①物価の高騰、特に米や光熱費など生活必需品の高騰に対応できるよう手当を出すなど支援してください。

- ★②生活保護の申請書は、誰もが見えるところに置き、申請権を侵害しないよう速やかに受理してください。
- ★③「生活保護は権利です」「ためらわずに相談を」という内容を、しおり、ポスター、市の広報やホームページに掲載するなど、生活に困っている住民が生活保護の窓口をためらわずに利用できるよう積極的にPRしてください。
- ④住居のない人を他自治体にたらいまわししないでください。住居のない人に対して、居宅保護原則を実現していくために、施設入所ではなく、居宅支援を充実させてください。また、生活保護施設などの「個室化」を実現してください。
- ⑤熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、すべての生活保護世帯に対して自治体としてエアコン設置・買い換えの費用や冷房費の補助を行ってください。
- ⑥扶養照会は、厚労省通知の趣旨を踏まえ、扶養照会を拒む申請者の意向を尊重し、扶養が期待できる人に限定してください。
- ⑦車の使用は、個別事情に配慮し、一律的な対応で生活保護が受けられなくならないようにしてください。
- ★⑧ケースワーカー、査察指導員は国の最低基準(標準)を守り、不足することのないよう増員してください。
- ⑨女性のケースワーカーを配置し、比率を増やしてください。
- ⑩ケースワーカーや面接相談員は、専門職・有資格の正規職員で配置し、研修を充実し、経験年数の長い職員を育ててください。「ケースワーカーの外部委託化」は行わないでください。
- ⑪就労支援員など専門性のある職は正規職員で配置するようにしてください。

- ① 生活保護制度は、国の基準に基づいて実施しています。つきましては、手当などの支給についても、国の基準に沿って運用していることから、今後、制度改正が行われた場合には、適切に対応してまいります。
- ②生活保護相談は、まず生活状況を丁寧に聞き取り、相談者の希望を確認しながら必要な支援を検討したうえで、生活保護の申請意思を確認し申請書をお渡ししています。
- ③本市ウェブサイトで、ためらわず相談していただくように案内しています。
- ④住居のない人については、一時的に無料低額宿泊所等を利用していただく場合がありますが、その後、できるだけ速やかにアパートなどへ転居できるよう支援しています。なお、本市が入所を依頼している無料低額宿泊所の居室は、すべて個室です。
- ⑤エアコンの設置については、国の基準に基づき、対応しています。買い替えの費用や冷房費の補助については、今後、制度改正が行われた場合には、適切に対応してまいります。
- ⑥扶養照会については、国からの通知等に定める指針に沿って実施しています。
- ⑦車の使用については、愛知県の自動車保有ケース対応マニュアルに基づき、個別事情に配慮して検討しています。
- ⑧ケースワーカー及び査察指導員の配置数は国の基準を満たしています。
- ⑨必要に応じて女性職員が相談・訪問に同席・同行しています。
- ⑩全ケースワーカーが有資格者の正規職員です。また、ケースワーカーの能力向上のため、積極的に各種研修を受講しています。なお、ケースワーカーの外部委託を行う予定はありません。
- ⑪就労相談員には、豊富な経験と専門知識を持つ会計年度任用職員を配置することにより、正規職員よりも充実した支援を実施しています。

(2)生活困窮者支援【社会福祉課】

- ①自立相談支援は直営で行い、福祉、就労、教育、税務、住宅、水道、医療、介護、社会保険など様々な関係機関との連携が速やかにできるようにしてください。特に、生活保護が必要な人については、生活保護が受けられるよう生活保護担当部署と連携してください。
- ②任意事業についてすべての事業を実施してください。また、住民が相談しやすいようしおりを作成し、広報やホームページに掲載などに努めてください。
- ③食料品や光熱費などの高騰が続く中で、自立した生活が送れるように手当を支給するなど生活困窮者に対して支援をしてください。
- ④熱中症による健康被害や死亡者がでないよう、低所得世帯に対するエアコン購入助成事業を創設・拡充してください。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 自立相談支援は直営で行っています。必要に応じて関係機関と連携して対応するよう努めています。特に、生活保護が必要な人については生活保護担当者と連携して対応しています。② 任意事業についてすべての実施については未定です。生活困窮者支援事業の広報については生活困窮者支援制度の紹介しおりの作成、ホームページへの掲載を実施しています。③ 市独自の施策を実施することは考えていません。④ 市独自の施策を実施することは考えていません。 |
|--|

4. 福祉医療制度【国保年金課】

- ★①福祉医療制度(子ども・障害者・ひとり親家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。
- ★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで窓口無料で実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。
- ★③精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持していない自立支援医療(精神通院医療)の窓口負担を無料にしてください。
- ④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大し、住民税非課税世帯は窓口負担を無料としてください。
- ★⑤妊産婦医療費助成制度を創設・拡充してください。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">①現時点では改正の予定はありません。②令和6年4月から通院医療費自己負担分の助成を18歳年度末まで拡大しました。食事療養費を助成する予定はありません。③ 精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者については全疾病を対象にしています。自立支援医療(精神通院)については、通院による治療が必要な人に対し県が助成をしていますが、自己負担額分について、市も助成をしており、拡充の予定はありません。④経済的援助を受けていない、ひとり暮らし高齢者等に独自の助成を行っているため、拡充の予定はありません。⑤考えておりません。 |
|--|

5. 子どもの権利保障

(1) 子どもの権利を守る施策の推進

- ①教育・学習支援への取り組みを強化し、小学校低学年から通年で実施してください。NP
Oやボランティアなどによる児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとり
くみを支援してください。【社会福祉課・こども課】
- ②こども家庭相談体制を整備・拡充してください。「こども家庭センター」を確実に設置し、
専任・正規による専門職員の配置をはじめ必要な体制を整えてください。【こども課】

①（社会福祉課）子どもの学習支援・居場所づくりとしてシルバー人材センターの教
員OBや大学生ボランティアによるサタデースクール（無料）を実施しています。
（こども課）こども食堂にとって有益な情報提供や課題等の把握のため、運営団体との
情報交換会を実施しております。また、個人や団体からの寄附の情報を提供するな
ど、こども食堂の取組みを引き続き支援してまいります。

② 令和6年4月から「こども家庭センター」を設置し、こども家庭相談体制を整えまし
た。

(2) 就学援助制度の拡充 【学校教育課】

- ①就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。
- ②クラブ活動費・卒業記念品・オンライン学習通信費など支給内容を拡充してください。
- ③申請の受付は、学校と市町村窓口のどちらでも受け付けてください。年度途中でも申請
できることを周知徹底してください。

①現状1.2倍以下の世帯を対象としています。近隣市の動向や本市の認定者率の
動向に注視しつつ検討していきます。

②令和4年度より支給費目として「生徒会費」及び「PTA会費」を追加していま
す。

③一部市町村窓口での受付を開始しています。年度途中の申請については従来
から広報しています。

★(3) 子どもの給食費の無償化

- ①小中学校の給食費を無償にしてください。【総務課】
- ②就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。【保育課】

① 2023年9月から小中学校給食費無償化を実施しました。

② 保育園及び認定こども園等の給食費は、幼児教育・保育の無償化の対象外
であり、保護者負担となっていますので、食材料費の実費相当分を給食費と
して保護者から徴収させていただいています。

★(4) 子どもの権利を保障する保育の質の向上 【保育課】

- ①保育士配置基準について、国の改正基準である3歳児15対1、4・5歳児25対1と、国が
新たに加算措置した1歳児5対1を早期に確実に実現してください。すでに実施済みの
市町村は、0・2歳児も含め、自治体独自に、公私間の格差なく、さらなる改善を図って
ください。
- ②公立施設の統廃合や民間移管をしないでください。希望するすべての子どもが施設環
境、人員配置等において格差なく保育を受けられるよう認可保育所を整備・拡充してく
ださい。育児休業を取得した場合に保育施設を退園（育休退園）にしないでください。

- ③保育施設等への指導監査について、引き続き実地検査を原則とし、市町村として各施設の保育内容等、安全・安心な保育のための実態把握に努めてください。監査を行う職員は保育士の有資格者など保育業務のわかる人を配置してください。
- ④乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施にあたっては、対象施設から営利事業者を除外し、事業を実施する施設には、定期的に訪問して実施状況や内容を確認するとともに、自治体の責任で指導・援助を行ってください。あわせて実施に向けた環境整備及び職員配置のために自治体独自で補助を行ってください。

- ① 令和7年度から3歳児は15対1に、4, 5歳児については在園児が継続して在園できるよう令和8年度は4歳児、令和9年度は5歳児を25対1に改善していきます。1歳児5対1については、保育士の確保が難しいため、今のところ予定はありません。
- ② 現時点で統廃合や民間移管の予定はありません。保育需要に対応できるように受皿の確保に努めていきます。育休退園の取扱いについて、令和7年度は、妊娠・出産にかかる在園可能期間を産後2か月から6か月までに延長し、令和8年度からは2歳児以下についても継続在園を可能とすることで、段階的に育休退園を解消していきます。
- ③ 特定教育・保育施設に対しては、毎年県が実地にて実施する指導監査に保育課の職員も随行しています。認可外保育施設については、県が実施する指導監査へ保育士が同行し、保育の質の向上につながる助言等を行っております。
- ④ 事業者に対し、設備運営基準を満たしているかどうかの指導監査等を実施していきますが、自治体独自の補助は考えておりません。

6. 障害者・児施策【障害福祉課】

- ①自治体独自の障害者への手当を増額してください。独自手当のない自治体は設けてください。
- ★②どんな障害のある人も24時間365日、希望する地域で安心して生活できるよう、グループホームや入所施設等「暮らしの場」を拡充してください。また、グループホーム運営費や物価高騰対策としての家賃補助増額など自治体独自の上乗せ等をしてください。
- ③夜間の職員体制を1フロア(ユニット)で常時複数配置できるように補助してください。医療的ケアも十分な体制が確保できるよう、常勤の看護師が配置できる独自の加算などを上乗せしてください。
- ④居宅介護等の支給時間は、余暇利用を含め障害者・児が必要とする時間を支給してください。移動支援等の十分な人員を確保できるよう基本報酬を大幅に増額してください。
- ⑤障害福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。また、障害福祉サービスの利用料徴収対象の収入要件を本人収入に限ってください。
- ★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。
- ★⑦家族介護の負担が虐待につながりやすいことから、社会的支援の利用をすすめることを絶えず周知するとともに、自治体職員が自宅訪問し状況確認する等、社会的孤立が起こらない支援体制をとってください。また、障害者福祉施設等での虐待認定したケースを検証し、虐待が起こらない支援策を講じてください。

- ① 市独自の施策として、障害者扶助料を支給していますが、増額は考えていません。

- ② 日中サービス支援型を除くグループホームが土日祝日に共同生活援助を提供したときに、愛知県の補助事業に合わせて補助金を交付しています。
- ③ 重症心身障害者を定員の2分の1以上受け入れているグループホームには市独自の補助制度を設けています。
- ④ 利用者の意向を聞き取り、必要な利用数を支給しています。余暇利用については、移動支援などが活用できます。
- ⑤ サービス利用料は、厚生労働省及びこども家庭庁の手引きに従って利用者負担月額を認定しており、市独自の無償化及び収入要件の設定は考えていません。給食費は、一部児童に対し助成をしています。
- ⑥ 介護保険利用優先を一律に判断することはせず、心身の状況やサービス利用の理由などを聴き取って適切に判断しています。
- ⑦ 令和7年度から重層的支援体制整備事業を開始しており、複合的な課題を抱えるご家庭には、地域ごとの包括支援センターや社会福祉協議会と連携して支援に取り組んでいます。障害福祉施設等での虐待防止については、自立支援協議会の作業部会で虐待防止についての情報共有や事業所訪問を行っています。

7. 予防接種【健康推進課】

- ★① 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)ワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、50歳以上を対象とする带状疱疹ワクチン、妊婦や高齢者を対象としたRSウイルスワクチン、男性を対象としたHPVワクチンの任意予防接種についての助成制度を設けてください。接種に係る自己負担については無料にしてください。また、おたふくかぜワクチンは2回の助成を行ってください。
- ★② 高齢者用肺炎球菌・带状疱疹ワクチンについて、定期接種の自己負担を引き下げてください。また、市町村が実施する定期接種対象者以外への任意予防接種事業を実施・再開・継続してください。また高齢者用肺炎球菌ワクチンの2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

- ① おたふくかぜ(2回)、子どものインフルエンザ、50歳以上の带状疱疹の各予防接種については、自己負担額の一部助成を行っています。妊婦や高齢者を対象としたRSウイルスワクチン、男性を対象としたHPVワクチンへの助成については、現時点で予定はありません。
- ② 高齢者肺炎球菌、带状疱疹ワクチン定期接種の自己負担金の引き下げ、及び高齢者肺炎球菌ワクチンの任意予防接種事業の再開については、予定しておりません。

8. 健診・検診【健康推進課】

- ★① 産婦健診の助成対象回数を2回に拡充してください。
- ★② 5歳児を対象とした健診支援事業を実施してください。
- ③ 妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。
- ④ 保健所や保健センターの歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

- ① 平成20年4月から産婦健診を開始し、令和5年度母子健康手帳交付対象者分から産婦健診の助成回数を2回に拡充しています。
- ② 5歳児健診については、健診の実施も含め、支援のあり方を検討しています。
- ③ 令和2年度から産婦も受診券を交付し、妊婦・産婦ともに助成を実施しています。
- ④ 保健センターでは、歯科衛生士2名を常勤で配置しています。

9. 地域の保健・医療【健康推進課】

- ①地域医療構想に基づいた安易な病床削減は行わず、地域に必要な病床数を確保してください。
- ②自治体独自の医師、看護師等医療従事者の確保対策、医療従事者向けの奨学金制度を実施・拡充してください。
- ③保健所・保健センターの保健師等スタッフを増員してください。

- ① 本市には、市民病院がないためお答えできませんが、病床削減は行っていないと認識しています。
- ② 市医師会が運営する看護専門学校への支援を実施しており、奨学金制度の実施は予定しておりません。
- ③ 保健センターでは、保健師の人材確保に努めています。

【3】国および愛知県に以下の趣旨の意見書を提出してください。

1. 国に対する意見書

- ①国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。【国保年金課】
- ②マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を引き上げないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。【国保年金課】
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる利用料の負担増や給付削減はしないでください。【高齢福祉課】
- ④介護労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。【高齢福祉課】
- ⑤加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る公的支援制度を創設してください。【障害福祉課】
- ⑥18歳までの医療費無料制度を創設してください。【国保年金課】
- ⑦小中学校の給食費を無償にしてください。【総務課】
- ⑧障害者・児の「暮らしの場」を拡充してください。【障害福祉課】
- ⑨医療・介護・福祉・保育など公的価格で働くケア労働者の処遇改善を国の責任で確実に実施し、ただちに全産業平均との格差をなくしてください。【社会福祉課】

- ① 意見書の提出は考えておりません。
- ② 意見書の提出は考えておりません。
- ③ 意見書の提出は考えておりません。
- ④ 意見書の提出は考えておりません。
- ⑤ 意見書の提出は考えておりません。
- ⑥ 意見書の提出は考えておりません。
- ⑦ 意見書の提出は考えておりません。
- ⑧ 意見書の提出は考えておりません。
- ⑨ 意見書の提出は考えておりません。

2. 愛知県に対する意見書

- ①国民健康保険への愛知県独自の支援を行ってください。【国保年金課】
- ②加齢性難聴者に対する補聴器購入に係る補助制度を新設してください。【国保年金課】

- ③子どもの医療費助成制度を18歳年度末まで実施してください。【国保年金課】
- ④学校給食無償化のために愛知県独自の補助制度を新設してください。【総務課】
- ⑤地域に必要な病床を確保し、感染症病床を増床してください。【健康推進課】
- ⑥地域医療介護総合確保基金を活用し、医療・介護・福祉など公的価格で働く職員の処遇改善、人材確保をしてください。【高齢福祉課】

- ① 意見書の提出は考えておりません。
- ② 意見書の提出は考えておりません。
- ③ 意見書の提出は考えておりません。
- ④ 意見書の提出は考えておりません。
- ⑤ 意見書の提出は考えておりません。
- ⑥ 意見書の提出は考えておりません。

以上